

# 天皇制国家の支配体系

——天皇の戦争責任との関連で——

小 松 和 生

はじめに

## I 国家機構上の特徴

### (1) 天皇

- ① 憲法上の権能
- ② 超憲法的権能

### (2) 憲法上の国家機関

- ① 国務大臣
- ② 議会
- ③ 枢密院

### (3) 超憲法的国家機関

- ① 御前会議
- ② 元老
- ③ 内大臣
- ④ 宮内省

### (4) 最強の国家機関＝統帥部

## II 天皇の政治的役割

### (1) 調整・統合的役割

### (2) 天皇の具体的行為

- ① 重要案件の裁可手続

② 天皇大権の発動

III 天皇の戦争責任否定論をめぐって

(1) 伊藤隆「昭和期と天皇の政治的役割」について

(2) 天皇＝無答責論の根拠について

① 国務大臣輔弼（第55条）の限界性

② 天皇＝神聖不可侵（第3条）論

③ 国際裁判決着論

むすびにかえて——「文化」人たちの天皇論——

## はじめに

本論のタイトルを「天皇制国家の支配体系」としているが、問題の所在は、サブタイトルにもあるように天皇の戦争責任との関連で、まず国家の支配体系における天皇の位置づけや役割を検討し、次いで、その検討結果を前提にして、昨今のあれこれの天皇＝無答責論の批判を通じて、天皇の戦争責任を明らかにしていくことにある。

## I 国家機構上の特徴

### (1) 天皇

#### ① 憲法上の権能

天皇は、万世一系の統治者であり（1条）、神聖不可侵であって（3条）、憲法の条規による統治権の総攬者であった（4条）が、そのうち3条の神聖不可侵性こそ天皇＝無答責の根拠にもなり、また国体反対者弾圧の根拠にもなった条項である。また第4条の憲法の条規に依る統治権という条文が、立憲的擬装の最大の拠り所とされたものであるが、天皇が統治権の一手掌握者たることに

はいささかもかわるものではなかった。

このような統治権の総攬者である天皇には、立法、行政にわたる12項目の天皇大権事項が帰属した。すなわち、それは、立法権(5条)、法律の裁可・公布・執行権(6条)、議会の召集・解散権(7条)、勅令公布権(8条)、命令権(9条)、官制の制定、官吏任免権(10条)、陸海軍の統帥権(11条)、陸海軍の編成権(12条)、宣戦講和、条約締結権(13条)、戒嚴宣告権(14条)、栄典授与権(15条)、恩赦権(16条)等にわたっていたが、その他、裁判は、天皇の名によって行われ、第57条1項で「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」として裁判所に委任された。

以上のごとく明治憲法は、神聖不可侵、万世一系の天皇を統治権の総攬者として位置づけた体系であり、したがって、その統治権は無限であり、オールマイティであって、それにプラス立憲君主的装いをもたせた支配体制こそ明治憲法による支配体制であったと言える。

## ② 超憲法的な権能

明治憲法は、それ自体、非論理的で、天皇主権、天皇絶対化の下に立憲制の装いをもたせた擬似立憲制的条文を配列した体系であったが、さらにそのような憲法の枠を超える天皇の権能が、軍人勅諭や教育勅語によって発動され、同時に朝鮮・台湾の植民地支配などにわたっても発動された。つまり、天皇は、憲法の枠組におさまりきれない、それを超える専制君主としての存在だったのである。

憲法上、陸海軍の統帥権は天皇に所属したが、軍人勅諭(1882制定)で謳われた「夫兵馬の大権は朕が統ぶる所なれば其司々をこそ臣下に委すなれ其大綱は朕親ら之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず」、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」とされる統帥権は、国務上の大権と区別して統帥大権とされた。

また明治憲法には教育の規定がなく、「国体の精華」とか「教育の淵源」や「根本理念」は法令でない教育勅語(1890年制定)にもとめられた。つまり、教育

は憲法の枠組から外にある天皇の勅語にその根拠を求めざるを得なかったのである。朝鮮や台湾の植民地支配も、「我国の国家機構に於ては、外地即ち朝鮮、台湾は内地とは独立に行政を実施し居るのであつて、殊に朝鮮総督の地位は高く、拓務大臣と雖も指揮命令は出来ない。台湾については少しく程度は低いと思ふが、之とても各省大臣に指揮命令の権はない」とされるように、天皇の超憲法的指揮下におかれていた<sup>(1)</sup>のである。したがつて、少くとも植民地には憲法第3条に依拠した君主無答責の論理はまず貫徹しないことになる。

天皇は、憲法上および超憲法上の権能からみて、いくら立憲的装いをもたせようが、絶対無比の権力者であり、絶対君主そのものであったと言わなければならないのである。

## (2) 憲法上の国家機関

### ① 国務大臣

以下、国家機関が分立し、したがつて輔弼責任が細分化されている機構上の特質と、分立した国家機関および憲法外の機関とによって議会在も規制されている国家の支配体系について検討しておこう。

憲法上内閣という機関は存在しないが、1885（明治18）年に内閣制度が発足し、総理大臣以下外相、内相、蔵相、陸相、海相、司法相、文相、農商務相、逓相が任命されて憲法下ではいわば大権内閣制（帝室内閣制）が採用された。

「国務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス凡テ法律勅令其ノ他国ニ関スル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス」（55条）とされるように、天皇大権に対する輔弼責任は国務各大臣（内閣）が負うことになっていたが、国民に対しては無責任の体制であった。しかし、国務大臣の輔弼責任の範囲は統帥権（11条）や栄典授与権（15条）が輔弼の例外条項とされたように部分的で限界が存したのである。とくに統帥に関する国務（内閣）の限界については、次の東條英機の供述で端的に示されている。すなわち、「参謀総長及軍令部総長は各軍の統帥に関し、政府と独立して輔翼の責に任ずることとなつて居ります。これが日本の特有の統帥

権独立の理論であり又基本的の制度であります。即ち作戦用兵の計画実施、換言すれば統帥部のことについては行政府は関与できず、従って責任も負ひませぬ。唯各省大臣の内陸海軍大臣は帷幄の参画者たる身分に於て他の各省大臣とは違った所があります。即ち作戦の方から惹いて関係をもつて来るところの行政（軍事行政）並に人事に関しては之に関与致します。此の場合でも作戦の実体である作戦計画の決定や作戦計画の実施には参与致しません。唯陸海軍大臣は作戦計画に関しては陛下に上奏して御裁可を受けた後にその通報を受けるのであります<sup>(2)</sup>と。したがって、日米開戦当時首相兼陸相であった東條は、11月5日に発せられた連合艦隊の真珠湾攻撃命令についても知らされず、それを知ったのは12月1日の御前会議において「陸軍大臣の資格」においてであったと証言している<sup>(3)</sup>。以上から考えても、内閣の唯一戦争責任論は当たらないと言わなければならないのである。

国務大臣の輔弼責任と言っても、国務各大臣間の分立、たとえば、陸相と海相、首相と各大臣間の分立という問題もあった。この矛盾を埋めるために、東條が、首相、陸相、文相、内相、軍需相、などを兼任して、いわゆる東條独裁をめざしたことは、周知の歴史的事実である。しかし、それでも、統帥権の独立のために、国務と統帥の矛盾を解決することはできなかった。そして、国務と統帥の分立を解消したとしても、陸軍参謀本部と海軍軍令部の分立については最後まで解消することはできなかったのである。

## ② 議会

憲法第33条に「帝国議会ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス」とあるように、貴族院と衆議院が存在したことは周知のところであるが、このうち貴族院は選挙に依らない皇族、華族、勅選議院より構成されており、むしろ官僚機構の一部たるにふさわしいといった方がよい存在であった。また「選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織」された衆議院も、「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」（5条）とされるように議会で法案を可決しても、天皇の承認がなければ法律にならないという足枷がはめられていた。その上、「凡テ

法律ハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス」(37条)とあっても、第8条で「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シヌハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス ②此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ」され、さらには9条で「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」とされて、これらの規定によって議会はほとんど無力化されていたと言わざるを得ないのである。

1928(昭3)年の治安維持法「改正」による死刑の加重などは、天皇の緊急勅令制定権(8条)の発動によって行われた代表例であり、緊急性への疑問と併せて、果たして、この発動が憲法の枠組におさまり切れているのか否かの検討も必要があるところであるが、議会無力化・形骸化の典型であろう。

### ③ 枢密院

以上みてきたように議会を包囲し、天皇および天皇制を支える国家諸機関として内閣、統帥部などに次いで、「天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」(56条)る枢密院が重要な位置を占めた。諮詢を要する重要國務については、枢密院官制全6条11項目で皇位継承、摂政、憲法、その他戒嚴令や緊急勅令などにわたり、これによって政党や議会の成長・発達を阻害し、天皇大権を擁護する役割を果たした。また枢密院官制第1条には天皇親臨を規定しており、それ故に枢密院会議は御前会議であり、「枢密院が内閣のある施策に反対すれば、内閣は倒れるのが普通です」と内大臣木戸幸一が証言しているほど<sup>(4)</sup>、その権威は絶大だったのである。

以上、國務大臣、議会、枢密院については、憲法上の機関として明確に位置づけられているが、戦前天皇制国家において重要な役割を果たした御前会議、元老、内大臣、宮内省などについては憲法上の機関としては位置づけられておらず、憲法を超越した機関として、広範囲にわたる天皇の権能を支えていたも

のである。統帥部に関しても、憲法発布以前の制定法規による機関の継承について、憲法76条に遵由の効力をもつものとして関連づけられているにすぎず、とくに大本営などは天皇直隸の超法規的機関として存続したのである。以下、これらの超憲法的機関について検討しておこう。

### (3) 超憲法的国家機関

#### ① 御前会議

官制上として天皇親臨したのは、上述の通り枢密院会議であり、日中戦争期以降は大本営会議や大本営政府連絡会議であった。また、その後、日独伊三国同盟決定や日米交渉問題、その他、日米開戦に至るまでの4回にわたる決定、それ以降の敗戦に至るまで数回にわたる諸決定のために御前会議が開かれている。

木戸幸一によれば、その性格は「憲法上の機関にはあらず、重大なる国務につき開かるゝ伝統的の会議」であり、とくに戦時中においては、その「構成員は、内閣関係閣僚、両統帥部総長並に枢密院議長なること、大体は戦争の決定等の如き場合に開かるゝこと」<sup>(5)</sup>になっていた。しかし、御前会議に至るまでに、重要国策や統帥部の上奏する作戦・用兵計画などはすでに天皇の承認済みで、御前会議においては、天皇はほとんど発言せず、会議の決定に権威を与え、再確認することに主な目的がおかれていたと言える。天皇の超憲法的権能を遺憾なく発揮し活用できる最大の拠所こそ、この御前会議であった。

#### ② 元老

元老は、天皇から個別に元勳として待遇すると勅語を受けた者が就任する憲法外の機関である。その代表例としては、1926（昭和1）年12月に西園寺公望が「朕カ躬ヲ匡輔シ朕カ事ヲ弼成セヨ」という勅語を受けて元老となり、以降、天皇や内閣から諮問をうけ、また積極的な政治的発言や政治的関与を行なって、とくに内閣製造業者として存在しつづけたことをあげることができる。

その存在理由は、憲法上および憲法の枠組外にわたる天皇の権能が強大であるため、憲法上の輔弼もしくは輔翼が國務大臣や統帥部などによって行われたと同様に、憲法を超えた分野をも含めた広範囲にわたる輔弼（弼成）が必要であったことにあり、その意味においても立憲主義とは相矛盾するものであった。

### ③ 内大臣

内大臣府の設置は1885（明治18）年であり、すなわち憲法発布以前であった。内大臣府官制は國務を規律する勅令によらず、宮務を規律する宮内省令によって規定され、内大臣は皇室令による官制により定められた官であった。木戸幸一も述べているように「従って憲法上の輔弼機関ではない。其の主たる職務は天皇を常時輔弼すると云ふことである。常時輔弼と云ふことは天皇のアドバイザー、御相談相手と云ふことである」と言えるが、その職務権限が、太平洋戦争の開始、拡大とともに一層増大していったのは、天皇の輔弼範囲の無限性とも対応している。しかし、木戸が「内大臣の職務の解釈は我国法制の中でも最も判り難いものの一つである。（中略）内大臣府の定員は大臣を戴く役所としては実に未曾有の小規模のものであって、即ち秘書官長一人、秘書官二人、属官三人に過ぎない」と語っているように、その職責は、本来は天皇の印である御璽<sup>(7)</sup>、国の印である国璽の管理にあたり、また詔勅など内廷の文書に関する事務を管掌することにおかれていたのである。

初代は三条実美であり、明治期には宮中・府中の峻別が守られていたが、1912（大正1）年内大臣桂太郎の内閣のときに、宮中・府中混合で護憲運動の矢面に立たされるに至った。さらに元老西園寺が死去した後、内大臣の政治的役割が増大し、天皇の常時輔弼者としての職責が重点となったのである。木戸によると、天皇との関係は「天皇に対し進言をなす」「陛下の御下問に奉答」であり、政府との関係は「陛下の命により思召の伝達又は連絡」「政府の依頼により陛下への言上の取次」「首相、各大臣より意見を求められた場合之に応答すること」であったとされているが、政府、宮内大臣からも独立して天皇に直屬



し、一般国務についても輔弼を行って、特に後継首相選びなどで元老に劣らない権限をもつに至ったものと言える。内大臣木戸幸一による東條英機の首相推薦は余りにも有名な話であった。

#### ④ 宮内省

皇室機関の支柱たる宮内省は、1869（明治2）年太政官制で創設され、内閣制度実施後は、他行政官庁と区別し、宮中、府中の別が立てられて天皇をはじめ皇室の藩屏としての役割を果たした。1889（明治22）年皇室典範の制定によって皇室自律主義が確定し、宮内省の官制も整備された。

宮内省の長官たる宮内大臣以下には、大臣官房、侍従、式部の二職、宗秩、諸陵、図書、侍医、大膳、内蔵、内匠、主馬の8寮などが設置され、帝室会計審査局、帝室林野局も設置されて、宮内省の職務として皇室の財産、山林管理や投資など「皇室の御用」は広範囲にわたった。

皇室の長は天皇であり、天皇の皇室大権を輔弼するのが、内閣の外にある宮内大臣であったが、その宮内大臣は天皇の任命により奉職期限もなく、したがって内閣がかわっても影響を全く受けなかった。超憲法的機関として皇室を藩屏し、皇室の御用に専念したのである。

ところで一般国務と天皇を仲介するのが内大臣であったとすれば、統帥部と天皇を仲介する場合、侍従武官長がその任にあたった。この間の事情については、次のような東京裁判期における木戸の証言に詳しい。<sup>(9)</sup>

「問 侍従武官長の職務は何ですか。彼はどんなことをするのですか。

答 陸軍大臣、海軍大臣および参謀総長との連絡将校です。

問 参謀総長が天皇と話したいと思ったら、侍従武官長の所へ行って約束をとるのですか。

答 そうです。

問 侍従武官長は天皇に助言するのですか。それとも決まりきった事務的な仕事を扱うだけですか。

答 連絡武官にすぎません。

問 天皇はふつう、重大な問題について誰から助言を求めないのですか。

答 彼はあまり陛下と意見をかわしません。

「一般的には陛下は私に何事でも話されましたが、作戦の問題については控えられ、私に何でも話すことはなさいませんでした」と木戸が証言しているように、<sup>(10)</sup>内大臣に対しても統帥関係については仲介されず、首相をはじめ国務大臣も排除されていて、統帥部と天皇を直結するパイプは宮内省の侍従武官長によってのみなされたのである。太平洋戦争開戦や対米戦争推進の計画とその実施は、このように内閣の外にある統帥部や宮内省（侍従武官長）という最強の国家機関と憲法外の機関とを通じて極秘に促進されていったものと言えよう。

#### (4) 最強の国家機関＝統帥部

1893（明治26）年5月に戦時大本営条例で天皇直属の統帥部として大本営が設置され、陸海軍の作戦計画を樹立することになったが、その後、1937（昭和12）年7月の日中戦争開始にともない、同年11月大本営令を改正・公布し、大本営が設置された。このとき元老西園寺らは統帥部の大本営になることに反対し、当時の首相近衛文麿も大本営会議参加を要望したが、陸海軍ともに統帥権の独立を主張し、首相、閣僚の参加を拒否した。こうして、これにかわる大本営・政府連絡会議が設置され、国務と統帥の乖離に悩む近衛は、この会議を通じて内閣の政治力を強化しようとしたのである。<sup>(11)</sup>

しかし、陸・海両統帥部ともに、この連絡会議で戦略や作戦に関する問題を議題にすることは拒否し、ここに依然として国務と統帥の分立・乖離は解消されなかったのである。

ところで、統帥部には参謀本部（陸軍）と軍令部（海軍）とがあるが、1886（明治14）年に参謀本部条例が制定され、1889（明治22）年に海軍参謀部条例が制定されて分立したものである。軍隊の構成、維持、管理、軍事立法など軍政についての天皇大権の輔弼は軍部大臣がその任に当るが、作戦、用兵、軍隊内教

育、秩序維持、懲罰など軍令についての天皇大権（統帥権）の輔翼は陸軍参謀総長、海軍軍令部長がそれぞれその任に当るという帷幄上奏制度がとられた。そして、この上奏範囲（軍令の権限）が作戦、用兵の域をこえて拡大し、漸次、動員そして編成の領域にまで拡大していったのである。

もともと憲法第12条の「天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム」という編成権に対する輔弼は、予算も関連しているところから省に所属するとされていたが、たとえばロンドン軍縮干犯問題と軌を一にして1930（昭和5）年に山脇正隆陸軍大佐などは、「第十二条を政府の専決事項と解せんが為、帷幄上奏により御裁可を得ても、軍の意志が決定したに止まり、国家の意志が決められたのではないとするが如きは、天皇と大元帥との資格を分ち、大元帥も国家なるものの下位に置かんとする誤謬に陥って居るものである」とせまり、編成に関しては、統帥機関が立案→軍部大臣と協議→財政当局と交渉→議会の協賛→軍部大臣、参謀総長（軍令部長）連署上奏→御裁可で実現という方法が望ましいと強弁していることにみられるように、漸次、軍令の範囲が第11条から第12条にまで拡大されていったのである。

統帥部が政治的地位保証の武器とする統帥権の輔翼（独立）についても憲法上の規定はなく、専ら大元帥陛下としての天皇の權威に依存するものであり憲法の枠組の外にある天皇の権能であって、具体的には天皇の統卒・指揮を説く軍人勅諭に根拠をおいたものであったと言える。この統帥権の独立こそ、軍部独走（軍部戦争責任）論の根拠ともなったが、これとても天皇の命令や不信任の前にはきわめて弱く、また陸海両軍部の意見の相違や対立の場合、天皇の調整や統一的役割を不可欠としたのである。たとえば1943（昭和18）年5月頃のアッツ島全滅などで戦果拡大政策の破綻が最早や明らかになるにつれて、陸・海の対立を叱正し命令する天皇の発言が多くみられるようになるが、これこそ天皇の調整や統一的役割が発揮された実例であり、また1944（昭和19）年2月の杉山元参謀総長更迭、東條の首相、陸相、参謀総長兼任の許可、同7月の東條不信任、統帥部の輔翼権再確立の命令などもその代表例であった。

以上の国務と統帥の分立は、国家機構上の最大の分立であったが、「政府と統帥部との両方を押へ得るものは陛下一人である」と近衛文麿が述べているように<sup>(13)</sup>、内閣と軍部の戦争責任を包摂する責任の帰趨は、天皇以外にはなかったのである。

## II 天皇の政治的役割

### (1) 調整・統合的役割

以上みてきたように天皇制国家の機構上の特徴は、一言ですれば権限分立的体系を示していたことにあり、憲法上の機関と憲法外の機関の分立、また憲法上の機関においても、内閣、その中でも各国务大臣の分立、とくに一般国务大臣と軍部大臣、軍部でも陸・海軍の分立などであった。さらに枢密院、衆議院などが分立し、国民に僅かながらも開かれているかにみえた衆議院も、あらゆる国家機関に包囲されて、その機能はきわめて制限されたものにすぎなかったのである。とりわけ国務と統帥の分立・乖離こそ、天皇制国家の最大の機構的特質をなすものであったと言える。さらには御前会議や元老、内大臣、宮内省など国政を左右する国家機関が憲法外の存在として重きをなし、それだけ内閣の輔弼上の役割を制約し、同時に議会の機能をも一層低下させる作用をもたらしていたと言うことができよう。これら憲法上、憲法外の諸機関に君臨した唯一の存在こそ天皇であり、単に内閣の輔弼による統治権を行使するだけの立憲君主のような存在では断じてなかったのである。

このように国家機構上の分立のために、それだけ国務と統帥その他にまたがる重要事項が天皇に集中し、したがって天皇はあらゆる重要事項を熟知していなければならなかったし、また熟知しうる立場にあった。しかし、それだけに憲法上は勿論のこと、憲法外の事項に関しても輔弼者を必要とし、それは、また非立憲主義を示す何よりの証左だったのである。

天皇の権能は絶対であり、政治上、軍事上の調整・統合ができる存在は唯一

天皇のみであって、それだけに責任範囲の部分的な首相＝内閣（国務）の側からの期待と、作戦計画の実現をめざす統帥（軍部）の側からの期待とを天皇は一身にあつめ、かくて否応なく天皇親政運動が推し進められていくのである。

統帥との確執に悩みぬいた近衛文麿によれば、天皇こそ「統帥について何らの権限のない総理大臣として、唯一の頼みの綱の陛下」であるということになるし、また、国務と統帥の乖離を埋め合わせる方法としては、「統帥が国務と独立して居ることは、歴代の内閣の悩む所であった。今度の日米交渉に当っても、政府が一生懸命交渉をやっている一方、軍は交渉破裂の場合の準備をどしどしやっているのである。而も其準備なるものがどうなっているかは吾々に少しも判らぬのだからそれと外交と歩調を合わせる訳には行かぬ。（中略）日米戦ふや否やと言ふ逼迫した昨年九月以降の空気の中で、自重論者の一人であらせられた東久邇宮殿下は、此局面を打開するには陛下が決然として御裁断遊ばさるゝ以外に方法はなしと御言明になったことがある」と日米開戦前夜の状況にそくして陳述しているように<sup>(14)</sup>、まさに天皇の決断、近衛（国務）の側から期待する天皇親政のみが必要なのであった。天皇は、まさしくそのような機構上の位置におかれていた存在であり、戦争回避をなし得る唯一の権能の保持者であって、「開戦時には閣議決定があり、私はその決定を覆すことができなかった」（1975年9月20日ニューズウィーク誌インタビューでの天皇の回答）などという無責任な発言で騙せるような暢気な存在ではなかったのである。「兵馬の大権は朕が統ぶる所」であり、「朕は汝等軍人の大元帥」だったからこそである。

## (2) 天皇の具体的行為

### ① 重要案件の裁可手続

国務や統帥にわたる重要案件の裁可過程をみると、表面上は御下問とか御前会議の席上における裁可とかという立憲主義的体裁が採られているが、実際は決してそのような立憲的なものではなかった。

たとえば、佐藤賢了は東條が「陸相、首相になってからの施政の根本理念は

『お上の御納得を仰ぐこと』であった」と証言しており、<sup>(16)</sup>天皇の側近であった木下道雄も「側近日記」(1946年2月)で、天皇が東條について「彼ほど朕の意見を直ちに実行に移したものは無い」と語ったと証言している。東條自身も、内奏癖で有名であったが、首相として対米英開戦の宣戦詔書作成について、「十二月五日頃の閣議並に十二月六日頃の連絡会議に於て詔書草案を早終的に確定し、十二月七日に上奏したのであります。尤も事の重大性に鑑み中間的に再三内奏いたしました」と述べているように、<sup>(17)</sup>案件作成にあたっては何度も「御内意」を確かめるために「内奏」するのが常であった。

東條以外では、2.26事件当時の首相であった岡田啓介も、「陛下は内閣から奏上する場合、差し上げた書類に対しては、御同意でない折りはしばらくお手元にお留めおきになることもある。陛下に御意見のあるしるしである」と述懐しているし、<sup>(18)</sup>また内大臣であった木戸幸一も、「天皇は國務大臣の輔弼によって国政をなさるのであるが、時には強い御意見を述べられることもある。(中略)天皇が御納得されない場合は、概ねの場合問題はそのままサスペンドされて決定が延ばされるか内閣の方が考え直すのを例とした」とほぼ岡田と同様のことを証言している。<sup>(19)</sup>

このように重要案件の「裁可」過程は、國務大臣や統帥部から天皇の「御内意」を確かめるために、まず「内奏」が行われ、その結果「御下問」が行われた。ただし、この「御下問」は、単なる天皇の質問ではなく、天皇の「強い御意見」や「御納得されない」とか「御同意でない」「陛下に御意見のあるし」と表現されるような天皇のあくなき主張であって、まさに天皇の大権行使とも言える性格のものであった。したがって、この場合は「内閣の方が考え直すのを例とした」と証言されるように取消したり、「中間的に再三内奏」して修正し、承認の「御内意」が明確になるまで案件を練り直して、承認が確實と判断できる段階で、はじめて「裁可奏請」を行って御前会議における天皇の無言の承認、つまり形式的で「立憲的」な「裁可」が行われたのである。

天皇は単なる立憲主義的な「裁可」ロボットではなかったし、またロボット

たりえなかった。近衛は、これらの点について意見じくも次のように述べている。すなわち「日本の憲法といふものは、天皇親政の立前であって英国の憲法とは根本に於て相違するのである。殊に統帥権の問題は、政府には全然発言権無く、政府と統帥部との両方を押へ得るものは陛下ただ御一人なのである」と<sup>(20)</sup>。

## ② 天皇大権の発動

天皇大権の発動については、上述のような国策重要案件における内奏、御下問、裁可の過程にも示され、皮相な見方からすれば立憲的過程とも映ったが、その実は、天皇の意見が強く作用し、重要案件を左右させた。したがって、その現象を外見的立憲制と呼ぶこともできようが、本質は絶対主義的な天皇親政にほかならなかつたのである。

天皇大権の発動に関する具体例として比較的多く引き合いに出されるのが、1928（昭和3）年における田中義一内閣の総辞職である。これは、周知の通り張作霖爆殺に関する曖昧な報告が原因となったものであるが、このことについて天皇は、戦後「若気のいたり」と発言したと言われており<sup>(21)</sup>、「若気のいたり」で首相をクビにしようと思えることができるほど、天皇は絶大な権力を保持していたことを図らずも告白したのである。

田中義一内閣総辞職と同じくよく引き合いに出されるのが2.26事件における天皇大権の発動であるが、この場合は、天皇を補佐する重臣たちがほとんどいないという孤立した状態での天皇自身による鎮圧方針の貫徹であったところに、大権発動の特徴がある。すなわち内大臣斎藤実は殺害され、侍従長鈴木貫太郎は重傷、前内大臣牧野伸顕も元老西園寺も襲撃をうけて身をかくし、高橋蔵相、渡辺錠太郎教育総監ともに殺害され、岡田首相は首相官邸にひそんでいるという状況であった。また天皇側近の補佐官たる宮内大臣（湯浅倉平）は政治に不関与が原則であり、侍従武官長本庄繁も反乱将校に同情的立場にあって、天皇は孤立的状態にあった。つまり反乱軍鎮圧の助言者のいない状況で、「朕ノ命令ニ出ザルニ勝手ニ朕ノ軍隊ヲ動カシタトイウコトハソノ名目ガドウデアロ

ウトモ、朕ノ軍隊デナイ」とか、「朕ガ股肱ノ老臣ヲ殺戮シ、此ノ如キ兇暴ノ將校等、其ノ精神ニ於テモ何ノ怨スベキモノアリヤ」と非難して鎮圧を督促しつづけ、「朕自ヲ近衛師団ヲ率ヒ、此レガ鎮定ニ当ラン」と天皇自らの判断と決断を明確にして、天皇大権を行使したのである、この発動を例外的行為とする論者もいるが、それは皮相な見方であって、まさに天皇自ら統帥大権を堅持し、それを発動させることによって、その本質を具体化させた典型的な実例であったとみるべきであろう。

### III 天皇の戦争責任否定論をめぐって

#### (1) 伊藤隆「昭和期と天皇の政治的役割」について<sup>(23)</sup>

天皇の死去に呼応して発表された伊藤の上記論文は、「戦前、戦中の場合、天皇は一貫して立憲君主としての立場をとられた（田中義一内閣の崩壊の際はほとんど唯一の例外であった）。バーガミニの『天皇の陰謀』という本に描かれている絶対君主的な行為を決してされることがなかった」としている点に、その内容がほとんど尽くされているものであると言える。

つまり伊藤は、戦前天皇＝立憲君主としての行動者として描き、絶対君主的行為をひたすら否定しているのである。国家機構上の天皇の位置、性格づけについての説明は巧みに回避され、専ら天皇の行為のみを問題にして、立憲君主的行動を強調するが、そこに欺瞞がある。天皇が絶対君主的性格であったことについては語らず、ただ絶対君主的な行為を否定するからである。

ただ立憲君主的な行為の例外として、「立憲君主としての立場をとらず」に、絶対君主としての立場をとった例として、伊藤は「ほとんど唯一の例外」としている上記の「田中義一内閣の崩壊」と、「昭和天皇は、敗戦の際のように天皇を輔弼（ほひつ）すべき正規の機関が決定を下すことが出来ないという状況（二、二六事件の際にも近似した状況があった）の際以外に自己の意志を持つことはなかった」という敗戦の決断と2、26事件の際の天皇大権の発動とをあ



げている。三つの例外的行為（三件の天皇大権発動）以外は、天皇は「自己の意志を持すことはなかった」として絶対君主的行為をあくまで否定し、立憲君主的行為を貫徹したと主張する。そして三つの例外行為を発動できたその根拠たる絶対無比の権力としての天皇の位置づけについては語らないのである。

しかし、三つの例外的行為として認める絶対主義的行為、すなわち天皇大権の発動を、三つの例外にのみとどめようとしても無理である。太平洋戦争に限定しても、「杉山メモ」をはじめ「木戸幸一日記」「近衛日記」「細川日記」などその他多くの文献よりみて、開戦決定や戦争推進、降伏決定の諸過程における天皇の積極的な意志表明や作戦指揮などにわたる大権行使の事実は、伊藤の専門とするはずの昭和政治史のイロハではないか。田中内閣崩壊や2・26事件における天皇大権発動のみならず、不振の戦局を挽回すべく採用された東條独裁成立劇やその崩壊（国務と統帥の分立の復活）過程における天皇のあまりに強固な意志の貫徹、さらには敗戦必至にもかかわらず、国体護持のための頑迷なまでの終戦引きのばし策固持など、天皇大権の発動については枚挙にいとまがないほどである。伊藤のこうした論文では、<sup>(24)</sup>近衛上奏文を握りつぶし、敗戦の決定を引きのばしつづけた歴史的事実としての天皇の行為までも隠蔽してしまうことになる。

にもかかわらず、「憲法に規定された正規の輔弼機関ないし憲法には規定されていないが明治以降の慣習によるもの、例えば元老などの輔弼なしに、天皇が積極的行為を行った事例はないのである」と、伊藤はあくまでも天皇＝立憲君主的行為者として描き切ろうとするのである。しかし、繰り返すまでもないが真実はそうではなかった。これまでも例をあげたが、さらに言えば、たとえば敗戦必至という状況下で、陸・海軍の対立が作戦や物資の獲得などをめぐって顕在化してきたとき、天皇は度々この事態に参謀総長や軍令部長を叱言して戦争推進のための指揮をしているが、それは、統帥関係に関して内閣と例えば輔翼の枠外におかれ、肝心の輔翼の任にあたる陸・海両統帥部自体が対立状態であり、したがってこれを調整し指揮できるのが、大権の保持者たる天皇以外

に存在するはずもなかったからこそであった。この一例をみても明らかなように、天皇の絶対君主的性格を回避して、その行為のみを立憲的に説明しようとするれば、どうしても伊藤のような虚構による無理な組立てにおちいらざるを得なくなるのである。

こうして、伊藤は、「日米戦争開戦決定に至る御前会議前後の天皇の発言は著名である。そうした軍への疑惑、和平への希望についての発言は結果としてあまり好結果をもたらすことなく、必ずしも自らの意にそまぬ正規の機関の決定に天皇は裁可を与えられたのである。機関説的天皇のあり方として天皇はそれをなさったのであろうが、内面的な苦悩がそこにあつたものと思われる」というような、開戦決定過程における他律的な天皇を創作し、さらには機関説的天皇という虚構をつくって、その上に「内面的な苦悩」なる推測の世界を描き出そうとするに至る。

もともと美濃部達吉らの天皇機関説は、天皇＝主権（元首）と認めながらも、その運用で立憲主義を貫徹させ、軍部を抑制していこうという積極的な側面をもっていた。しかし、実際は、木戸幸一が機関説に関連して、「天皇を各目上の元首とのみ考えるものでしたが、他に天皇が実際に主権をもつ国家元首であると考える者もありました。天皇が名目上の元首にされたため、当時の風潮は非常に強硬になってさまざまな問題が生じ、国体明徴が叫ばれました（中略）一方は憲法の下で天皇の権限は制限されていると言い、他方は天皇は全能の神のようなものだ」という点が違っています」と証言しているように、<sup>(25)</sup>立憲主義が決して貫徹されたものではなかった。しかも、伊藤が機関説的天皇と性格づけていること自体、天皇（制）の絶対主義的性格を機関説で反駁しようとするもので、憲法論上も実態上もそぐわないものである。

繰り返すまでもなく、日米開戦決定に至る過程そのものは、「杉山メモ」や「木戸幸一日記」などにも明らかなように、御前会議を重ねるごとに天皇が開戦への決意を固めていった点にこそ歴史の真実がある。「内面的な苦悩」なる推測だけで伊藤の言う「機関説的天皇のあり方」を証明しようとしても、もともと無

理な話であり、結局、伊藤のこうした立論は、天皇の戦争責任を否定することに結びつけようとするものにほかならない。しかし、天皇の戦争責任問題に関連して言えば、天皇は統治権の総攬者として天皇大権を掌握し、さらにその上に超憲法的な権能を広範囲に発動し得る絶対無比の権力者であるが故に、開戦決定をはじめとする御前会議での諸決定を、たとえ無言であっても容認すること自体、天皇大権を発動したことになるのである。仮にそれが「意にそまぬ」決定であり「内面的な苦悩がそこにあった」としても、それでもって天皇を免責する理由とはならないのである。しかし、実際の御前会議での諸決定に関しては、重要案件裁可過程について述べたように、天皇は大権を発動して自己の意志を十分に貫徹した。したがって天皇＝無答責論はほとんど問題にならないはずである。

以上のような伊藤の立憲君主論（＝戦争責任否定論）と共通した論者としては、戦前・戦後を通じて天皇（制）を立憲君主（制）と把握する上山春平をあげることができよう。すなわち上山は、「いまの天皇のばあい明治憲法のもとでさえ、イギリス風の立憲君主制の運用を心から願っているという感じが貫徹している」とか、「戦前戦後、明治憲法体制と昭和憲法体制との間に、額面ほどの断層はあるまいと思います。君主も続いていますし、立憲の事実も続いている、国会も断層なくして次の国会が召集され、その国会で日本の詔勅のもとに出された政府案が審議されたということで、私はフォーマルに見ても、そこに断絶はなかったと見るわけです」と述べているように、主権の帰属の問題など視野の外においているのである。しかし、本音は主権の帰属を視野の外においているのではなく、戦前が天皇＝主権（元首）であったのだから、戦後も天皇＝主権であり元首であるとすべきだと考えているものとみた方がよい。実は、ここにこそ連続説論者たちのねらいがあるし、戦前戦後の天皇を徹底して賛美していかなければならない理由がある。

また天皇死去にともなって竹下首相は「謹話」なる追悼文を発表したが、その内容も上山と同様の連続説を土台にした天皇賛美論で貫かれたものであった。

すなわち天皇が戦前戦後を通じて「世界の平和と国民の幸福とをひたすら御祈念」したという嘘だけでなく、「日々実践躬行」したという虚偽をならべたて、「お心ならずも勃発した先の大戦」とか、国体護持の見通しがつくまで降伏を引きのばして多くの人命を犠牲にしたことを隠蔽して「御一身を顧みることなく戦争終結の御英断を下」したなどという歴史の偽造を重ねた。実は、伊藤の主張する戦前の天皇＝立憲君主論も、この竹下「謹話」を事実上、支援する形になっているのである。

伊藤や上山の立憲君主論を通じた天皇賛美（戦争責任否定）論は、いく人かのタカ派「文化」人にも影響を与えたが、その典型的な一人である曾野綾子の見解なるものは次のようなものに尽きている。すなわち、「なくなられた陛下は、天皇機関説の承認者であった。そして、陛下ご自身、その立場に徹せられたところがある（中略）戦争を拡大しないこと、一刻も早く戦争を終らせることが、常に陛下のお言葉として、軍部との戦いの場で繰り返されたのである」と。このように伊藤・上山の天皇賛美論と異口同音でぴったりと符節を合わせた中身になっているのである。<sup>(7)</sup>

これらの論者による天皇賛美＝戦争責任否定論は、当然ながら戦前・戦後連続説と直結し、そしてそこから天皇元首論を生み出していく根拠になっている。事実、最近の政府高官の意図的発言にみられる天皇元首化論などは、これらの賛美論を下敷きにしなければ成立し得ない立論だからである。

以上のような天皇＝立憲君主論は歴史の真実からかけ離れていることが歴然としているにもかかわらず、臆面もなく展開されているところに危険性がある。そういう最中の1989年2月14日に、参院内閣委員会で味村法制局長官は、「旧憲法下では、天皇は国内法上のいっさいの責任を負うことがないとされており、昭和天皇に法的責任はない。また、国際法上も極東軍事裁判は天皇の訴追をおこなっていないのだから、責任問題は決着している」などと、憲法第3条による神聖不可侵論と極東裁判不訴追論とを根拠に天皇の戦争責任を否定する答弁を行い、また「天皇は旧憲法下で統治権の総攬者として専制の権能を持ってい

たが、国務大臣が輔弼する立場としていっさいの責任を負う」として、憲法第55条国務大臣輔弼責任論を根拠に天皇の無答責論を打出すに至ったのである。そこで、以下これらの立論について項をかえて検討しておこう。

## (2) 天皇＝無答責論の根拠について

### ① 国務大臣輔弼（第55条）の限界性

憲法第55条に「国務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」とされていることは周知の通りであるが、国務大臣＝内閣が天皇大権をはじめ天皇の全権能の発動を輔弼できるだけの権限はなく、国家機構の分立的性格のために内閣そのものの輔弼権限は部分的に限定されており、これまで繰返して述べてきたように特に統帥権の領域については、ほとんどといってよいほど関与することが許されなかった。

その好例の一つとして、1947（昭和22）年に極東国際軍事裁判でキーナン検事の尋問をうけた元首相東條英機が、その冒頭の宣誓供述の中で次のように証言していることをあげることができる。すなわち「帝国は十二月一日より開戦準備に入り大本営陸海軍統帥部の企画に基き敵の大包围をハワイ、比島、香港、及びマレーの四ヶ所において突破するの作戦に移った。しかしこの攻撃は何れも軍事目標に指向せられたのである。この攻撃作戦は統帥部において極秘に進められたもので、私は陸軍大臣としてその概要を参謀総長より承知していた。私と海軍大臣を除く他の閣僚は事前にこれを承知していません。（中略）私は真珠湾攻撃の成功の報を受取ったのは十二月八日午前四時三十分頃（日本時間）海軍側から伝えられた報告に依ったものと記憶します。しかしてその奇蹟的成功を喜び天に感謝した。大本営陸軍報導部は同日午前六時米英と戦争状態に入りたる旨を発表し、同日午前七時三十分臨時閣議を召集しこの席上初めて陸海軍大臣より作戦の全貌を説明したのである」と（傍点筆者）<sup>(28)</sup>

つまり、この攻撃作戦は天皇と統帥部においてのみ極秘裡に進められたものであり、<sup>(29)</sup> 陸相兼任の東條と嶋田海相以外の各閣僚は真珠湾攻撃実施後にはじめ

て知らされたことになる。したがって12月8日午前7時30分に召集され、宣戦布告「決定」した臨時閣議が、大本営による日米開戦報道のあとに開かれた形式的なものにすぎなかったことは明白な事実である。

さらに冒頭供述につづくキーナン検事の尋問の中で、東條は、天皇と統帥部との間だけで極秘裡に推進され、11月5日に作戦命令が出されて12月8日以前にすでに出動に移っていた真珠湾攻撃をはじめとする奇襲攻撃計画について、8日より1週間前の12月1日になってはじめて知らされたことを、キーナン尋問で次のように証言している。少し長くなるが関連部分を紹介しておこう。

問「あなたは現在連合艦隊の作戦命令は十一月五日に発せられたことを知っているか。」

答「知りません。作戦準備命令はその頃出たことをこの法廷で知りました。」

問「これが発せられた十一月五日当時においては知らなかったと云うのですか。」

答「知りません。」

問「そうしてあなたは総理大臣としてこの艦隊が十一月二十三日にしろ二十六日にしろ日本を出発したことも知らなかったわけですね。」

答「事実において知りません。」

問「そうして真珠湾に対する攻撃が現に起ってしまうのちにいたるまで、これを攻撃する意思を見出すことが出来なかったと推定するか。」

答「それは違った推定です。」

問「それではあなたはまず真珠湾を攻撃すべきであるということを、艦隊が真珠湾に向って進行中に知ったか。」

答「それは艦隊の進行中知ったというよりも十二月一日の御前会議決定に基づいて当然攻撃開始に向って行動しつつあると想像しておりました。しかもその間において日米交渉が万一にでも打開できれば系統上許す範囲において何時でも作戦行動を停止するというところで行動していたと承知している。(裁判長よりそれを知った日付を答えなさいと注意) 昭和十六年十二月五日の御前

会議において知りました。」

問「あなたはこの御前会議において艦隊が真珠湾攻撃をするため進行中であったことを知ったか。然りとか否とかで答えて下さい。」

答「それは否と答えましょう。」

問「それでは最初に知ったのはいつか。」

答「イエスとかノーで答えるというのはツライです。御前会議においては真珠湾攻撃云々ということは出ていなかったのです。それを私は否と答えた。」

問「それでは御前会議において作戦部隊が合衆国あるいはその領土を攻撃のため出勤中であるということが明らかにされたか。」

答「そういう作戦に関する具体的なことは御前会議、連絡会議において採り上げられませんでした。そういうことは統帥部から提案すべきものではないのです。」

(裁判長、いつ最初に真珠湾が攻撃されることになっていることを知ったか、と質問)

答「十六年十二月の一日か二日でしたか、日付ははっきりしませんがその辺のところですか。」

問「それでは誰があなたに対し真珠湾を攻撃することになっていると話したか。」

答「陸軍大臣の資格において参謀総長から聞いたと記憶します。」

問「それが十二月一日の御前会議において知らされた情報ですか。」

答「違います。」

問「あなたが参謀総長からこの情報を受けたとき、あなたのほかに誰がいたか。」

答「誰もおりません。」

問「あなたはこの情報を天皇に伝えたか。」

答「伝えません。伝える責任をもちません。」

問「それは誰の責任か。」

答「当然に軍令部総長、参謀総長の責任です。」

問「日本の総理として政府の首班としてこの情報を天皇に伝える義務はないと主張するのですか。」

答「内閣総理大臣としてはありません。」

問「日本の政府というものに対するあなたの観念によれば、こういう計画を天皇に知らせるべきであると考えていなかったか。」

答「それはこういうことを私が知らずことが適当なりと、こう考えたかというお尋ねですか。」

問「あなたの日本政府に対する観念、即ち一九四一年当時の政府運営の観念においてはこの計画が実施される前に、天皇はこの通知をうける権利をもっておったと考えるか。」

答「いまの純作戦のことでありましたならば政府としてはその責任はもちません。統帥部としてはある程度の大綱は申上げたいと思います。」

問「その計画というのは即ち真珠湾を攻撃するという計画ですね。」

答「もちろんです。」

問「十二月一日か二日から七日の間に天皇に謁見したか。」

落「度々謁見しました。」

問「その際戦争の問題について話したか。」

答「いま的確には記憶せぬが、当然お話があったと思う。」

問「真珠湾攻撃について話したか。」

答「しません」

このように開戦決定はもちろん、作戦計画や実施などは内閣の輔弼や関与を全く許さない統帥の領域に属し、したがって東條自身も真珠湾攻撃についてはじめて知らされたときは、連合艦隊がすでに11月23日に集結地の千島・択捉島単冠湾から出動したあとであり、しかも「陸軍大臣の資格において参謀総長から聞いた」にすぎなかったのである。

東條たち首相や陸相・海相を含めた閣僚を排除して、奇襲攻撃作戦を練りあげていったのが天皇と統帥部であったことは「杉山メモ」などに詳しいが、元<sup>(31)</sup>



内大臣の木戸幸一も1946年2月に巢鴨プリズンで行われたヘンリー・R. サケットの尋問に対して、これと関連した証言を次のように行っている<sup>(32)</sup>。

問「天皇が陸海軍から聞いた作戦上の問題についてあなたと話し合ったことはなかったのですか。」

答「はい。それは陛下ご自身の問題だからです。私から陛下のお耳に入れることもありません。」

問「しかし、あなたが知らなかったとしても、陸海軍総長は主要な作戦上の問題を天皇に知らせていたはずですね。」

答「大きな問題については陛下が話されたこともあります。」

問「天皇はたしかにこのパールハーバー攻撃計画をその実行前に陸海軍から内密に聞いていましたね。」

答「真珠湾攻撃についてご存知だったと思います。」

味村長官が強弁するような首相をはじめ國務大臣が天皇の権能発動に対して「いっさいの責任を負う」こと自体が越権行為とされて、自ずとそこには制約が画されていたのである。日中戦争当時の首相近衛文麿は、自殺する前夜の後藤隆之助、山本有三との会話で、この点について端的に次のように述懐している<sup>(33)</sup>。すなわち「自分が罪に問われている主たる理由は、日支事変にあると思うが、日支事変の帰着点を追究して行けば、政治家として近衛の責任は軽くなり、結局統帥権の問題になる。従って窮極は陛下の責任ということになるので、自分は法廷に立って所信を述べるわけには行かない」と。

55条の輔弼そのものが国民に対する責任ではなくて天皇に対する責任にすぎず、したがって天皇を免責するために國務大臣の輔弼にのみ責任を帰属させていくと、統帥部も含めて最終的にはすべての重臣や政府および軍首脳が免責されるという、実は無責任の国家的体系を全面的に主張していかざるを得ないという驚くべき論法になる。そうではなく、近衛の言うように「窮極は陛下の責任」を頂点にして、その下での國務大臣、統帥部をはじめとした軍首脳、その他要人などの地位、役割、権限などに応じた責任体系が明確にされなくてはな

らないのである。このような検討作業によってこそ、天皇制国家の支配体系を真に映しだした国際的にも首肯され得る責任体系が明確にされることになるであろう。

## ② 天皇＝神聖不可侵（第3条）論

憲法第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」を根拠に、味村法制局長官のように天皇は「国内法上のいっさいの責任を負うことがない」と強弁することができるならば、同じく「天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」る国務各大臣も、また憲法の枠外ではあるが天皇を輔翼する統帥部も、すべて天皇に対して責任を負うものであって、国内的にも国際的にも戦争犠牲者に対して戦争責任を負担するものは存在しないことになる。

しかし、極東国際軍事裁判所は東條元首相をはじめ陸海軍の首脳部やその他の要人25名をA級戦犯として処罰した。決して無答責ではなかったのであるが、その法的根拠は一体どこに求められたのであろうか。もともと日本は、1945年8月14日にポツダム宣言を正式に受諾し、同9月2日に東京湾上で降伏文書を調印した。

そのポツダム宣言には、「『カイロ宣言』の条項は履行せらるべく、又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」と規定され、また「吾等は日本人を民族として奴隷化せんとし、又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の浮虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては、峻厳なる正義に基き処罰を加うべし」（傍点筆者）と明記されている。尚、宣言文中にあるカイロ宣言は、周知の通り1943年12月に米・英・中国の三国によって発せられたもので、とくに「日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を日本国より剝奪すること、並に満州、台湾及び澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を、中華民國に返還すること」などを目的にして「日本国の無条件降伏を齎すに必要な重大且つ長期の行動を不撓不屈続行するものなり」とするもの

であった。また降伏文書は、冒頭でポツダム宣言を「日本国天皇、日本国政府、及日本帝国大本営ノ命ニ依リ且之ニ代リ受諾ス」る旨がまず記載され、次いで「『ポツダム宣言』の条項を誠実に履行すること、並に右宣言を実施するため、  
 連合国最高司令官又は其の他特定の連合国代表者が要求することあるべき一切の命令を発し、且つ斯る一切の措置を執ることを天皇、日本国政府及び其の後継者の為に約す」とされ、さらに「天皇及び日本国政府の國家統治の権限は、本降伏条項を実施する為め適当と認むる措置を執る連合国最高司令官に服せしめらるるものとす。下名は茲に一切の官庁、陸軍及び海軍の職員に対し、連合国最高司令官が本降伏実施のため適当なりと認めて自ら発し又は其の委任に基き発せしむる一切の布告、命令及び指示を遵守し且つ之を施行することを命ず」とされる諸規定を、その主要な内容とするものであった。<sup>(34)</sup>

極東国際軍事裁判所は、日本が受諾し調印した以上のようなカイロ宣言、ポツダム宣言および降伏文書などにもとづいて設立されたのであり、したがって日本の戦犯者に対する処罰が明白に法的根拠をもっているものとされなければならないのである。そして同裁判所における裁判の根拠とされた条例中第5条には、「平和に対する罪」「通例の戦争犯罪」「人道に対する罪」が定められ、「上記の罪の何れかを犯さんとする共同計画又は陰謀の立案又は実行に参加せる指導者、組織者、煽動者及び共犯者はおかかる計画の遂行に参加せる者の為したる一切の行為に付其の責に任ずるものとす」と現定されていて、「統治権の総攬者」であり絶大な権能を有する天皇が何よりも真先に責任を問われなければならない内容となっていた。さらに同6条には「被告人の責任」について「被告人が現在又は過去に於て保有せる公務上の地位或は被告人がその政府又は上司の命令により行動したる事實は、それ自体未だ以て当該被告人をして其の間責せられたる罪に対する責任より免れしむるに足らざるものとす」と規定されており、<sup>(35)</sup>  
 「旧憲法下では天皇は国内法上いっさいの責任を負うことがない」という主張の根拠としての憲法第3条による神聖不可侵論が国際法上貫徹し得ないものであることを明らかに指し示めているのである。逆に、憲法全12条にわたる天

皇大権の保持者であり、その上、憲法を越える強大な権能を発動し得る絶対無比の専制的権力者としての天皇であるということになると、その責任は無限にしてとどまるところがないと言わなければならないであろう。

さらに言えば、各省大臣には指揮命令権のない朝鮮・台湾など旧植民地の支配は、憲法の枠を越える天皇の権能発動によって実現されていたのであり、したがって朝鮮・台湾に対する戦争責任問題についても、憲法上に限定しても無答責の論理は貫徹し得ないものであることが銘記されるべきであろう。

### ③ 国際裁判決着論

この議論は、「国際法上も極東軍事裁判は天皇の訴追をおこなっていないのだから、責任問題は決着している」（前掲、味村法判局長官）とする不訴追＝決着論を内容とするものである。訴追さえされなければ責任などないとする誠に単純で無責任な理由を根拠にしているのである。しかし、不訴追の理由が如何なるものに由来したかについては、1964年7月21日の官房司法制調査部による木戸幸一からの聴取書（「極東国際軍事裁判に関する談話」）で、木戸が「後日裁判で私が口供書を提出したとき、キーメン首席検察官はびっくりし、私の担当弁護士ローガン氏に対し、『あの口供書には天皇との関係あまり多く困る』と漏らしていた由である。このキーナン氏の言は、彼が『マ』元師から、連合国側の政策として天皇にはなるべく触れないようにと云われていたためではないかと思われる」と証言しているように<sup>(36)</sup>、まさに連合国側の政策によるものであり、天皇に戦争責任そのものがなかったことを証明したものでは決してなかった。

したがって、1948年11月12日に東條らA級戦犯25名に有罪の判決を言い渡したウェブ裁判長は、自分の別個意見として天皇の免責理由について次のように言及しているのである。<sup>(37)</sup>

「天皇の権限は、かれが戦争を終らせたときに疑問の余地がないまで証明された。戦争を終らせたときと同様、戦争を始めるにあたって、かれが演じた顕著な役割は、検察側によって導き出された否定できない証拠の対象であった。し

かし、検察側はまた天皇を起訴しないということをも明確にした。天皇のこの免責は、太平洋戦争の開始にあたって、かれが演じた役割に对照させると、判決を下す際に、本裁判所が考慮に入れなければならない事柄と考える。もちろん、だれが起訴されるかは、検察側のきめることである。しかし、イギリスの裁判所ならば、宣告をするにあたっては、犯罪の指導者を裁判にかけることができるのに、それが免責されているということは、できればこれを考慮に入れるであろうと本官は信ずる。殺人の場合のように、裁判所が法に基づいて死刑を科さなければならない場合には、宣告を受けた者の命を救うために、おそらく大赦の特権が行使されるであろう。

戦争を行なうには、天皇の許可が必要であった。もしかれが戦争を望まなかったならば、その許可を差控えるべきであった。かれが暗殺されたかもしれないということは、問題の答えにはならない。この危険は、自己の義務を危険があっても遂行しなければならない統治者のすべてが冒しているのである。いかなる統治者でも、侵略戦争の開始という犯罪を犯しておいて、そうしなければ命が危うかったのであるからといって、それを犯したことについて、赦されるものと正当に主張することはできない。

天皇は進言に基づいて行動するほかはなかったということは証拠と矛盾している。かれが進言に基づいて行動したとしても、それはかれがそうすることを適当と認めたからである。それはかれの責任を制限するものではなかった。しかし、何れにしても、大臣の進言に従って国際法上の犯罪を犯したことに對しては、立憲的君主でも赦されるものではない。

本官は、天皇が訴追されるべきであったと示唆するものではない。それは本官の仕事ではない。かれの免責は、疑いもなく、すべての連合国の最善の利益のために決定された。」

以上のウェツプ裁判長の意見は、開戦が天皇の判断・許可によるものであったこと、「暗殺」された「かもしれない」などいう仮設の思考による開戦許可など全く論外だということ、天皇が「進言に基づいて行動する」という立憲君主

論なるものが虚構であり、また、それが免責の根拠たり得るものではないこと、そして何よりも、本来有罪でありながら免責された最大の理由が連合国（＝アメリカの対日支配）にとって最善の利益（政治的意図）にあったこと等を明らかにしたものであった。

不訴追を唯一の根拠に天皇免責を強弁しても、それが自ずと徒労に終るであろうことはウェブ裁判長の鋭い指摘によって、ほぼ証明され尽した感もあるが、さらには、1989年1月7日の天皇死去に際して、多くのきびしい戦争責任追及の声が国際世論として提起された中で、同年1月9日付東亜日報社説は、それらの世論を集約するかのように次のごとく論難している。すなわち「アジアと太平洋を早くから押さえていた彼（天皇…筆者注）の戦争責任はきびしく問われなかった。植民地統治のさまざまな暴政にたいしても『遺憾』を表明しただけで、公式的な謝罪は表明されたことはない。ヒトラーのドイツや、ムッソリーニのイタリアとはまったく違った戦後処理である。もちろん、『天皇制』を戦後日本支配の道具として利用したアメリカの責任も、当然指摘されなければならない。（中略）『現人神』というペールをぬぎ『人間宣言』をおこなった以後にも、相当数の日本人は、依然として彼の国家元首格と神格を認めようと固執している。（中略）すでに、この世を去った彼の戦争責任と植民地支配の罪責を、いままた問う根拠もそこにある。（中略）したがって、われわれが、彼の死後にも問う歴史的罪責は、現在と未来、彼らと隣国にとって意味をもつ。（中略）われわれは、彼らの推移を注視し、警戒する目をとうてい閉じてしまうことはできない」と。<sup>(38)</sup>このような国際的批判は、私の知る限りでマスコミ界をみただけでも、アジア・太平洋諸国で、中国・朝鮮、フィリピン、マレーシア、シンガポール、オーストラリアに広がり、欧米諸国では、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、カナダ、西ドイツ、イタリア、オーストリアに広がっている。不訴追＝免責論がこれら国際世論からみても孤立したものであり、国際的常識からも外れた道理のないものであることは、最早や明瞭であろう。

## むすびにかえて——「文化」人たちの天皇論——

天皇＝戦前・戦後連続論からでてくる必然的な帰結は、天皇＝立憲君主論であり平和主義者（＝戦争責任否定）論であったが、それは同時に戦前、戦後貫通的な天皇＝元首論を主なねらいとするものでもあった。

一方、戦前・戦後連続論と同根であると考えられるが、天皇は古来、非政治的で象徴的な存在であり、日本文化の中心、日本民族の中心であるとする三島由紀夫の、いわゆる「文化概念としての天皇論」に代表されるような天皇賛美論が一部「文化」人と呼ばれる人々の中でもて囃されている。そこで、これらの天皇論の系譜とそのねらいとするところを、以下若干の例をあげて検討・批判することによって、むすびにかえたい。

まず、三島由紀夫の戦前・戦後を通じる天皇（制）論とは、もともと佐々木惣一、和辻哲郎の系譜を引き継ぎ、加工したものであった。佐々木惣一は、国体の根本的変革に関連して「政治の様式より見た国体の概念」と「精神的観念より見た国体の概念」<sup>(39)</sup>という二つの概念の峻別が必要であるとしたが、和辻は、佐々木のこの二つの国体概念のうち前者は戦後根本的に変ったが、後者は何ら変更されておらず、「文化共同体」としての国体概念こそが必要であることを力説した。すなわち、和辻は「その統一は政治的な統一ではなくして文化的な統一なのである。日本のピープルは言語や歴史や風習やその他一切の文化活動において一つの文化共同体を形成して来た。このような文化共同体としての国民あるいは民衆の統一、それを天皇が象徴するのである。日本の歴史を貫いて存在する尊皇の伝統は、このような統一の自覚にほかならない」（「国体変更論について佐々木博士の教を乞う」<sup>(40)</sup>）などと述べて、史実に反する、ありもしない尊皇の伝統から出発しているが、三島は和辻のこの「文化共同体」としての国家概念に着目したのである。

こうして三島は、「文化防衛論」（『中央公論』1968年8月号）<sup>(41)</sup>において、まず

「明治憲法下の天皇制機構は、ますます西欧的な立憲君主政体へと押しこめられていき、政治的機構の醇化によって文化的機能を捨象して行った」とし、さらに「政治概念としての天皇は、より自由でより包括的な文化概念としての天皇を、多分に犠牲に供せざるを得なかった」として、政治概念としての天皇を排除して文化概念としての天皇を前面にうち出すのである。そして、この文化概念の母胎を『菊と刀』を連続させ、もっと崇高なものから卑近なものにまで及び、文化主義者のいわゆる『危険性』を避けないところの文化概念の母胎は、何らかの共同体でなければならないが、日本の共同原理は戦後バラバラにされてしまった。血族共同体と国家との類縁関係はむざんに絶たれた。」として、戦後が破壊したとする共同体にもとめて戦後を否定する。かくて「菊と刀の榮譽が最終的に帰一する根源が天皇なのであるから、軍事上の榮譽も亦、文化概念としての天皇から与えられなければならない。(中略) 天皇に榮譽大権の実権を回復し、軍の儀杖を受けられることはもちろん、連隊旗も直接下賜されなければならない」と帰一する根源を天皇にもとめ、再び天皇中心的国家を追求して、最終目標とする「文化防衛」の中身を次のように力説するのである。すなわち、「言論の自由の反対概念である共産政権乃至容共政権が、文化の連続性を破壊し、全体を毀損することは、今さら言うまでもないが、(中略) このような事態を防ぐためには、天皇と軍隊を榮譽の絆でつないでおくことが急務なのであり、又そのほかに確実な防止策はない」と。つまり、三島の「防衛」とは、ファシズムを防衛することにあり、反共のために天皇を利用して、結局はテロリズムに依拠して軍事ファシスト政権を樹立しようとするにほかならなかつたのである。三島のアナクロニズムとテロ礼賛については、浅沼稻次郎暗殺の犯人山口二矢について、「山口二矢は非常にりっぱだ。あとでちゃんと自決しているからね。あれは日本の伝統にちゃんと従っている」(「学生とのティーチン」)と冷淡に語っていることにも端的にあらわれている。

以上のような三島のきわめて政治的な「文化概念としての天皇」論を屈折した形でうけとめ引き継いでいるタカ派「文化」人の天皇論なるものについて、



次にいく人かの例で検討してみよう。

まず柄谷行人・松本健一・笠井潔「天皇制——抑圧的融和の弁証法」をみる<sup>(42)</sup>と、松本は「天皇は戦争を決断しなければならないのに、御前会議で最終的に決まっている」とし、柄谷は「だから、あなたが言われたみたいに、外国からどう見えるかということ言えば、明らかに天皇がやっていると見えるわけですね。しかし、日本の例から見れば、天皇の意志ではないですよ」としているように、両者ともに無責任な天皇＝無答責論を前提にして、以下裏返しの天皇賛美論を展開してみせる。すなわち柄谷は、「日本の天皇が神格化されても、それは『方便』でしかないということをいいたいのです。大事なことは、ゼロというのと超越性が、いつでも入れ替わるということです。ある場合に、天皇はゼロ記号である。それはシステムを支えているだけで、自分はなにもしていない。(中略)戦後になれば、またゼロ記号(象徴天皇)に戻ってしまう。すると天皇はホメイニのような種類の絶対権力を握ることはないし、かと言って倒れることもない。ゼロに戻っちゃえばいいから。」と戦前の万世一系、神聖不可侵、統治権の総攬者たる絶対無比の権能を有する天皇と戦後の象徴天皇を同一線上でみるのである。さらに柄谷は、「三島由紀夫の文化概念としての天皇というのも、基本的には和歌ですね。(中略)政治的な現実から超越した一つの同一性の流れみたいなもの、これをつくったというのは実際の制度よりも和歌のほうでしょうね」として、三島の天皇論を肯定的にうけとめ、確固たる歴史の真実から自ら乖離するのである。次に松本は、「天皇があるから半国家でいいんだとおもうな。国家があれば、政治があり、その決断と責任が必要とされるのに、ないもの。(中略)天皇というものは国家じゃないから、そういう意味では、ポストモダン全部天皇制主義者になりますよ」と述べて、事実上、天皇制を支持し、先述の柄谷の天皇＝和歌論をうけて、「すると近代というのは、和歌を必死に和歌に言い換えただけじゃないかという、それぐらいですよ。」と、天皇制国家による過酷な歴史過程である近代を「それぐらいですよ」とさりとら言い切ってしまうのである。それは「文化」を「和歌」におきかえた「和歌概念と

しての天皇」論とでもいう新鮮味のない誠に皮相な中身でしかなかった。

次に1989年1月7日天皇死去をめぐって、あわただしく表明されたタカ派「文化人」たちの天皇論のうち、西部邁、秋山駿、江藤淳の天皇賛美論について、以下若干の論評を加えておきたい。まず西部邁は次のような天皇論を展開している。<sup>(43)</sup>「重要なのは、制度としての天皇の地位を全うしてみせて下された文化的力量についてである」(傍点筆者)とか、「天皇はそもそも半神半人の仮構であり制度である(中略)天皇制の真理は両者の、中間というよりも、平衡にこそある」と述べ、さらには「天皇は、左翼がというような支配や統治のための実体制度はなく、国民の意識の観念的機構であり、そのかぎりでの天皇制なのである」としているように、要は、三島流に化粧直しされた天皇=日本文化あるいは日本民族の中心論で賞讃することに懸命なだけである。「昭和天皇が後世においても特筆されるべき存在になるであろうと思われるのは(中略)よく平衡維持の象徴でありつづけられたためである」などと、歴史の真実などお構いなしのまさに虚構の上に組み立てられたきわめてイデオロギッシュな天皇賛美論にすぎなかった。

次いで、秋山駿は、<sup>(44)</sup>まず「戦死者の方や、また大岡昇平氏には申訳ないが、そんな時間を経験したことは私の人生での幸運だった。昂奮、不安、恐怖、必死の気分が交錯する面白い日々であった」などと太平洋戦争期を「面白い日々」とふざけてみせ、さらには「日本人は天皇を核とする民族だといわれてきたが、近代文学の小説に照らしてみれば、一人の人間としての天皇親愛の情は、ほとんど表現されていないのである」として、天皇=民族の中心、それ故に天皇親愛の情を表現しようと呼びかけているのである。

江藤淳も<sup>(45)</sup>「敗戦の苦境に際して『松ぞををしき人もかくあれ』と国民を励まされた天皇」と述べて天皇=平和主義者論を展開し、「戦前も戦後も、『昭和』は一貫して悲しく、その悲しみを『ををし』くはないながら、陛下は見事に皇統を維持された」として、これまた天皇統治の連綿性を強弁するのである。

以上のように西部・秋山・江藤にみられた天皇=日本民族あるいは日本文化

の中心論は、梅原猛や矢野暢によっても展開されて<sup>(40)</sup>おり、とくに梅原の立論は「縄文文化論」とも呼ばれているものである。すなわち、梅原は、「天皇制の成立のとき以来、天皇は宗教的な象徴という性格を持っていますし、本来、象徴的な存在であると思います（中略）まったく自分を主張されなくやってこられた。もともと天皇はそういうものですよ」とか「天皇制の根つ子には縄文以来の伝統があるんです」と述べて、和辻、三島以来の「文化概念としての天皇論」を引き継ぎ、「魏志倭人伝」にみられる卑弥乎の時代とその前後を「天皇制の根つ子」と関連づける強弁をしているのである。また矢野は、梅原の言説をうけて、「天皇というのは、常にある種の象徴なんです」とか、「日本民族の本質に何か真空地帯みたいなものがあるって、それを埋めるのが天皇制だという気がして仕方がないんです」としているように、単なる想像で天皇＝民族の中心論としているだけでしかない。このような矢野からは、「天皇はアジアに対して責任を負う必要はない」などという暴言がでてくるのは、蓋し無理からぬところであろう。

以上のように和辻＝三島の系譜をくむ「新京都」学派やタカ派「文化」人などの天皇（制）論が、概ね天皇＝日本文化の中心、象徴的存在、立憲君主（制）、そして平和主義者などという天皇賛美の大合唱であったことは明白である。しかし、問題の所在は、繰り返して述べるが、これらの天皇論が天皇＝無答責論と表裏一体であるばかりでなく、必然的に、また意図的に天皇＝元首（戦後民主主義の否定）論に結びつけられていくところにこそある。歴史の真実にもとづいた科学として耐え得る真の天皇（制）論が、これまで以上にさらに展開されていく必要のある所以である。

注

(1) 『木戸幸一日記（東京裁判期）』64頁。

(2) 東京裁判研究会編『東條英機宣誓供述書』116～7頁（朝日新聞法廷記者団『東京裁判』中巻に「東条口供書」として収録）。

- (3) 同上『東京裁判』中巻947～8頁。
- (4)(9) 『東京裁判資料 木戸幸一尋問調書』35～6頁。
- (5) 『東京裁判資料 木戸幸一尋問調書』175頁および『木戸幸一日記（東京裁判期）』37頁。
- (6) 『木戸幸一日記（東京裁判期）』11頁。
- (7) 同上書151頁
- (8) 同上書227～8頁
- (10)(32) 『東京裁判資料 木戸幸一尋問調書』372頁。
- (11) 矢部貞治『近衛文麿 上』443頁。
- (12) 『現代史資料 11』87頁。
- (13) 近衛文麿『平和への努力』102～3頁（『近衛日記』251頁）
- (14) 富田健治『敗戦日本の内側』196頁。
- (15) 「近衛公手記補遺」（『木戸幸一日記（東京裁判期）』482頁）。敗戦時に陸軍軍務局長でA級戦犯となった佐藤賢了も「終戦までは政府と統帥部（参謀本部と軍令部）とが並行して存在し、これを統一するのは天皇ご一人であった」（『大東亜戦争回顧録』227頁）と同様のことを証言している。
- (16) 佐藤賢了『東条英機と太平洋戦争』213頁。
- (17) 前掲『東条英機宣誓供述書』117頁。
- (18) 『岡田啓介回顧談』64頁。
- (19) 『木戸幸一日記（東京裁判期）』454頁。
- (20) 『近衛日記』251頁。
- (21) 木下道雄「側近日誌」（1946年3月18日）
- (22) 本庄繁『本庄日記』275～6頁。
- (23) 1989年1月8日付朝日新聞。伊藤の天皇賛美（免罪）論は、『中央公論』1989年3月号でも明白である。
- (24)(29)(31) 拙稿「天皇の戦争責任に関する覚書(1)(2）」（『富大経済論集』第34巻3号および第35巻1号）参照。
- (25) 『東京裁判資料 木戸幸一尋問調書』259頁。
- (26) 上山春平・梅原猛・矢野暢「日本史の中の天皇」（『中央公論』1988年11月号）。
- (27) 1989年1月10日付読売新聞。
- (28) 前掲『東京裁判』中巻890～1頁（前掲『東条英機宣誓供述書』128頁）。
- (30) 前掲『東京裁判』中巻947～9頁。

- (33) 『近衛日記』160～1頁。
- (34) 前掲『東京裁判』下巻56～8頁。
- (35) 同上書上巻87～9頁。
- (36) 『木戸幸一日記（東京裁判期）』451頁。
- (37) 前掲『東京裁判』下巻174頁。
- (38) 『世界政治』782（1984年2月上旬）号3～4頁。
- (39) 佐々木惣一は、「憲法改正と国家の政治的基本性格変更」（『昭和21年10月8日発表』）でも、「凡そ国家の国柄は種々の方面より見られ得るのであるが、政治の様式より見たものと、精神的、倫理的の方面より見たものとが、その主なものである」と述べている（『憲法改正断想』77頁。昭和22年6月刊収録）。
- (40) 和辻哲郎『国民統合の象徴』（『和辻哲郎全集』14巻所収）。和辻は同じく次のようにも述べている。すなわち「天皇の本質的意義としてあげたのは『日本国民統合の象徴』という点であって、必ずしも国家とはかかわらないのである。（中略）とにかく日本のピープルの統一の象徴なのである。（中略）従ってその統一は政治的な統一ではなくて文化的な統一なのである」と（同上書367頁）。
- (41) のち、「学生とのティーチン」他とともに単行本『文化防衛論』に収録。
- (42) 『文芸』1968年夏季号所収。
- (43) 読売新聞1月11日夕刊。
- (44) 毎日新聞1月15日。
- (45) 読売新聞1月17日夕刊。
- (46) 前掲「日本史の中の天皇」（『中央公論』1988年11月号）。

[追記] 文中敬称は省略した。

